



令和8年度 花づくり活動支援事業について



大崎上島町では地域の美しい景観づくり、健康づくり、仲間づくり及び地域づくりの意識の向上を図るため、公道の緑地帯等において自主的な花づくりを行う個人・団体に対し、花苗や肥料などの消耗品費等を補助します。

事業の内容

対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内に居住する個人または所在する団体・1年以上継続して活動するもの
場所・面積	<ul style="list-style-type: none">・地域の公園、広場、集会施設、道路沿い等公共性の高い場所 注) 特定の個人又は企業等の施設を飾るものではないこと・プランターで合計10個以上、花壇で合計10㎡以上であること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・花苗・肥料等の消耗品費、機械・会場等借り上げ料 等 <p>➡ 詳細は裏面をご覧ください</p>
補助上限額	<p>1団体につき上限10万円</p> <p>注1) 予算(今年度は90万円)を超える申請があった場合は、申請の早かった個人又は団体を優先します。</p> <p>注2) 花づくり活動に対し他の事業で補助金を受ける場合は、重複してこの補助金を受け取ることはできません。</p>
申請受付窓口	本庁地域経営課又は大崎支所・木江支所窓口係
申請期限	<u>令和8年9月30日(水)</u>
お問合せ先	大崎上島町 地域経営課 地域振興係 電話番号：0846-65-3123

事業の流れ

① 申請書の提出	期日までに申請書を提出していただきます。
↓	
② 補助金の交付決定	町が申請内容を審査し、交付決定を行います。申請者へ交付決定通知書により通知します。
↓	
③ 花づくり活動	～ 活動 ～
↓	
④ 実績報告書の提出	年度末に実績報告書の提出をしていただきます。 ※指定の報告書に領収書と活動したことが分かる写真の添付が必要です。
↓	
⑤ 補助金額の確定	実績報告書に基づき査定後、補助金額を確定し確定通知書により申請者へ通知します。
↓	
⑥ 補助金の支払い	申請者の口座に振り込みます。

補助対象経費

科目	内容
花苗代	花苗、花種子、球根等
肥料代	肥料、除草剤、培養土、赤玉等
材料費	プランター、ジョロ、マルチ、鉢等
消耗品費	ゴミ袋、軍手、写真台紙、プリンターインク等
印刷費	写真現像代
燃料代	草刈機、散水ポンプ等燃料代（個人使用とは区別）
機械借上げ代	作業を行うために必要な機械の機械借上げ代
会場借上げ代	活動を行うために必要な会議を行うための会場代

※弁当・飲料などの食料費は補助対象経費にはなりません。